

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案

職員の退職手当に関する条例（昭和24年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和41年大阪市条例第62号）若しくは」を「昭和41年大阪市条例第62号）、」に、「の適用」を「若しくは一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例（平成31年大阪市条例第 号）の適用」に、「第22条第2項若しくは第26条の6第7項第2号、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号若しくは女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定により任用された職員（市規則で定める職員を除く。）及び地方公務員法」を「第22条の2第1項第1号に掲げる職員又は同法」に、「第18条第1項」を「（平成3年法律第110号）第18条第1項」に改める。

第3条の見出しを「（公務外の傷病による退職等の場合の退職手当の基本額）」に改め、同条中「者又は」を「者若しくは」に、「者に」を「者又は地方公務員法第22条の2第2項の規定により定められた任期若しくは同条第4項の規定により更新された任期を終えて退職した者に」に改める。

第3条の2第5号中「任期」を「任期（地方公務員法第22条の2第2項の規定により定められた任期又は同条第4項の規定により更新された任期を除く。）」に改める。

第7条第3項中「職員（」を「職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下この項及び第19条第1項において「会計年度任用職員」という。）、）」に改め、同項に後段として次のように加える。

会計年度任用職員が退職した場合（同条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に職員又は会計年度任用職員となつたときも、同様とする。

第19条第1項に後段として次のように加える。

会計年度任用職員が退職した場合（同項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に職員又は会計年度任用職員となったときも、同様とする。

別表第2中「傷病退職」を「傷病退職等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成32年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項若しくは第26条の6第7項第2号、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号又は女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項の規定による任用をされていた職員（市規則で定める職員を除く。）について改正後の条例の規定を適用する場合には、当該職員は、当該任用の期間のうち施行日前の期間においては、改正後の条例第1条に規定する職員ではなかったものとみなす。

平成31年 2月22日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

会計年度任用職員の退職手当に関し必要な事項を定めるとともに、退職手当の支給の対象となる職員の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員の退職手当に関する条例 (抄)

(適用範囲)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和31年大阪市条例第29号)、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年大阪市条例第62号) 若しくは単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年大阪市条例第26号) 若しくは一般職の非常勤の職員の給与及び費用弁償に関する条例(平成31年大阪市条例第 号)の適用を受ける職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第22条第2項若しくは第26条の6第7項第2号、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号若しくは女子教職員の出生に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和30年法律第125号)第3条第1項の規定により任用された職員(市規則で定める職員を除く。)及び地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項若しくは一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年大阪市条例第18号)第4条の規定により採用された職員を除く。)又は特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年大阪市条例第9号)第1条第6号に掲げる職員(以下これらを「職員」という。)が退職したときは、別に定める場合を除くほか、この条例の定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に退職手当を支給する。

(公務外の傷病による退職 の場合の退職手当の基本額)

退職等

第3条 次条又は第4条の規定に該当する場合を除くほか、公務外の傷病によりその職務に堪えないで退職した者又は これに準ずるものとして市規則で定める事由により退職した者又は若しくは 地方公務員法第22条の2第2項の規定により定められた任期若しくは同条第4項の規定により更新された任期を終えて退職した者に対する退職手当の基本額は、給料月額に、その者の勤続期間に応じて別表第2に定める支給率を乗じて得た額とする。

(定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条の2 次条の規定に該当する場合を除くほか、次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、給料月額に、その者の勤続期間に応じて別表第3に定める支給率を乗じて得た額とする。

(1) - (4) 省 略

(5) 法律の規定に基づく任期（地方公務員法第22条の2第2項の規定により定められた任期又は同条第4項の規定により更新された任期を除く。）を終えて退職した者

（勤続期間の計算）

第7条 省 略

2 省 略

3 職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下この項及び第19条第1項において「会計年度任用職員」という。）、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員及び同条第2項の規定により任期を定めて採用された職員で職員の給与に関する条例第4条第1項第7号に規定する指定職給料表の適用を受けるものを除く。以下この項及び第19条第1項において同じ。）が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続き在職したものとみなす。会計年度任用職員が退職した場合（同条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に職員又は会計年度任用職員となつたときも、同様とする。

4 - 8 省 略

（職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給）

第19条 職員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に職員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。会計年度任用職員が退職した場合（同項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に職員又は会計年度任用職員となつたときも、同様とする。

2 省 略

別表第2（第3条関係）

公務外の傷病退職 の場合の支給率
傷病退職等

省 略